

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その日を除く)

鳥取県告示第六百七十一号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 老人訪問看護ステーションの名称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|--------------------|------------------|------------------------|---------------|
| 医療法人 誠医会 | 東伯郡大栄町大字瀬戸 五三一一 | 訪問看護ステーション 大栄 | 東伯郡大栄 町大字瀬戸 五三一一 | 平成八年 九月二十日 |

鳥取県告示第六百七十二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七号）第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

- ◇告 示 指定老人訪問看護事業者の指定（医務薬事課）
- 被爆者一般疾病医療機関の指定（健康対策課）
- 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退（タク）
- 被爆者一般疾病医療機関の名称等の変更（タク）
- 保険医療機関等の指定（保険課）
- 第二種大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（経営流通課）
- 土地改良区連合の役員の退任（農村整備課）
- 保安林の指定の解除予定（森林保全課）
- 公共測量の実施（管理課）
- 土地収用法による事業の認定（二件）（タク）
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- ◇公安規則 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則（地域課）
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇公 告 土地収用法による裁決手続の開始（収用委員会）
- ◇雜 報 環境影響評価準備書の縦覧（環境政策課）

平成八年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------------------|-------------------|------------|
| 医療法人社団三樹会吉野・三宅ステーションクリニック | 鳥取市東品治一一一 | 平成八年八月一日 |
| 医療法人社団三樹会三宅医院 | 鳥取市大村三九〇一二四 | 平成八年九月一日 |
| 大覚寺クリニック | 鳥取市吉成二〇六一一 | 平成八年九月一日 |
| 福永医院 | ○六一一 気高郡青谷町大字青谷四三 | 平成八年八月三十一日 |
| 医療法人社団菅村内科医院 | 米子市東福原一丁目四十六〇 | 平成八年七月十七日 |
| オレンジ薬局 | 倉吉市井手畠一八七 | 平成八年八月一日 |
| 有限会社みつわ調剤薬局 | 米子市上後藤三丁目五一一 | 平成八年七月二十二日 |
| よなご西訪問看護ステーション | 米子市井手畠一八七 | 平成八年八月一日 |

鳥取県告示第六百七十三号
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七十九号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があつたので、同令第二十五条において準用する同令第十七条第二項の規定により告示する。

平成八年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
|--|-------------------|------------|
| 星野医院 | 鳥取市青葉町二丁目一六六 | 平成八年七月二十九日 |
| 三宅医院 | 鳥取市大村三九〇一二四 | 平成八年七月三十一日 |
| 大覚寺クリニック | 鳥取市吉成二〇六一一 | 平成八年八月三十一日 |
| 福永医院 | ○六一一 気高郡青谷町大字青谷四三 | 平成八年九月一日 |
| 菅村内科医院 | 米子市東福原一丁目四十六〇 | 平成八年七月十七日 |
| 有限会社赤山薬局 | 境港市松ヶ枝町三一 | 平成八年八月十一日 |
| 鳥取県告示第六百七十四号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があつたので、同令第二十五条において準用する同令第十七条第二項の規定により告示する。 | 鳥取県知事 西 尾 邑 次 | 平成八年十月一日 |

| 届 出 医 療 機 関 | 変 更 事 項 | 平 成 八 年 十 月 一 日 |
|-------------|---------|-----------------|
| 鳥取市立病院 | 所 在 地 | 變 更 前 |
| 鳥取市立病院 | 鳥取市立病院 | 變 更 後 |
| 鳥取市立病院 | 鳥取市立病院 | 變 更 年 月 日 |

| | | | | |
|-----------------------------|---|----------------------|-----------------------|------------|
| 米子市加茂町二丁目二二 医療法人社団越智内科医院 | タ | 米子市加茂町二丁目 | 米子市加茂町一丁目 | 平成八年七月二十二日 |
| 氣高郡青谷町大字青谷四〇 三三一十九 | タ | 氣高郡青谷町大字青 谷三九三六一一 | 氣高郡青谷町大字青 谷四〇三一一一九 | 平成八年七月二十七日 |
| 石田医院 | タ | 鳥取市青葉町二丁目 | 鳥取市青葉町二丁目 | 平成八年七月二十九日 |
| 鳥取市青葉町二丁目一六六 星野歯科医院 | タ | 鳥取市青葉町二丁目 | 鳥取市青葉町二丁目 | 平成八年七月二十九日 |
| | タ | 鳥取市青葉町二丁目 | 鳥取市青葉町二丁目 | 平成八年七月二十九日 |

鳥取県告示第六百七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------|------------------|-----------|
| 大覚寺クリニツク | 鳥取市吉成二〇六一一 | 平成八年九月一日 |
| 菅村内科医院 | 米子市東福原一丁目四一六〇 | タ |
| 福永医院 | 氣高郡青谷町大字青谷四三〇六一一 | タ |
| 渡部整形外科医院 | 境港市上道町一九九〇 | 平成八年九月二十日 |

鳥取県告示第六百七十六号

次に届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成八年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 株式会社味想 | 届出者 の 名 称 | 届出に係る建物の名称 | 届出に係る建物の所在地 |
|--------|-----------|--------------|-------------|
| | 宮脇書店倉吉店 | | |
| | | 倉吉市山根五八三一一ほか | |

鳥取県告示第六百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する同法第十一条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届出があつたので、同法第八十四条规定において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

| | | |
|---------------|----------------|------------|
| 岡空小児科医院 | 境港市浜ノ町二二七 | 平成八年九月二十五日 |
| 有限会社徳吉薬局松並店 | 鳥取市松並町二丁目五〇三一七 | 平成八年九月十七日 |
| すみれ薬局 | 米子市夜見町二九二二 | 平成八年九月二十日 |
| 池田薬局TOSCA千代水店 | 鳥取市安長二四八一 | 平成八年九月二十八日 |
| 鳥取市安長二四八一 | | |

平成八年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

東伯郡赤崎町大字竹内三七二

平成八年九月十二日退任

鳥取県告示第六百七十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字御机字向山七三二の一、字西荒堀一九九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため。

（次の図は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百七十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定に基づき、鳥取県根雨土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成八年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量（道路計画図作成）

二 作業期間 平成八年十月十四日から同年十一月四日まで

三 作業地域 日野郡日南町菅沢、日野町板井原及び福長並びに江府町大字江尾

鳥取県告示第六百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次とおり告示する。

平成八年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

農業集落排水事業成実第二地区汚水処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市古市字六反田、字頭無及び字足之坪地内
2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町一丁目一
米子市役所

鳥取県告示第六百八十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次にとおり告示する。

平成八年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称

淀江町

二 事業の種類

石馬・壁画の里文化センター駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡淀江町大字西原字濱西地内

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯郡淀江町大字西原一二二九一一

淀江町役場

鳥取県告示第六百八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十月一日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野

晋

鳥取県公安委員会規則第五号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表鳥取県鳥取警察署の鳥取市大覚寺警察官駐在所の項中「的場」の下に「的場一

平成八年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年三月二十九日 鳥取県指令米土維十第三十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字東北濱

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市安倍一〇〇一

平成不動産株式会社

代表取締役 佐々木 孝

平成8年10月1日 火曜日

鳥取県公報

丁目、的場二丁目、的場三丁目、的場四丁目」を加べ、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市
美萩野警察官駐在所の項中「美萩野二丁目」のトビ「美萩野四丁目」を加へる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十六号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
(昭和二十二年法律第二百一十一号) 第二十二条第三項の技術上の規格に適合してゐる認
めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規
則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成八年十月一日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 般

| | | | | | | |
|------------------------------|----------------------|---|-----------------------|-----------------------|----------------|----------------------------|
| 申請者 住 所 法にあつてはその代表者の氏名 | 氏名 又は 名称 株式会社大一商会 | 遊技機の種類 遊技機の区分 規則第6条第1号 ぱちんこ 遊技機 イ該当機 | 型 式 名 ケロケロジャン ブ | 製造業者名 株式会社 大一商会 | 検定番号 600015 | 有効期限 平成8年10月1日 から3年間 |
| 〃 | 規則第6条第1号 イ該当機 | C R 大リーガー V 6 | 〃 | 600145 | 〃 | 〃 |

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始
を決定したので、次のとおり公告する。

平成8年10月1日

鳥取県収用委員会会長 田 中 蓬 篤

- 1 起業者の名称
建設大臣
- 2 事業の種類
一般河川千代川水系千代川改修工事(八日市堤防)

平成8年10月1日 火曜日

7

3 収用の決裁手続の開始を決定した年月日
平成8年9月10日

4 収用の決裁手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関する権利を有する関係人

| 土 地 | | | | | 土 地 所 有 者 | | 土地に関する権利を有する関係人 | |
|-------------------------|-----|--------------|-------------------------|---------------------------------------|-----------|-----------------|-----------------|--|
| 所 在 地 | 地 番 | 地 目 | 全筆の地積 (m ²) | 収用裁決手続の開始を決定した土地の地積 (m ²) | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 土地登記簿上 の も の | 現 況 | 土地登記簿上 の も の | | | | |
| 八頭郡河原町 大字和奈見字 上河原 | 41 | 田 | 田 | 442 473 260 | 下田 瞳徳 | 八頭郡河原町大字和奈見 238 | 前田 美重子 中山 明 | 八頭郡河原町大字和奈見 286 東京都中野区弥生町一丁目7-5-206 |

雜 報

鳥取県環境影響評価実施要綱（平成3年11月鳥取県告示第806号）第4条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書を作成したので、同告示第6条の規定により次のことおり公表し、当該準備書を縦覧に供する。

平成8年10月1日

鳥取市鍛冶町18-2

鳥取県東部広域行政管理組合

計画処理能力 175kl / 日

敷地面積 12,169.79m² (現有し尿処理施設敷地内)

(3) 実施しようとする区域

鳥取市秋里地内

(4) 関係地域

鳥取市浜坂の一部 (摩尼川以南)、江津の一部 (千代川以東)、秋里の一部 (千代川以東)、松並町二丁目、松並町三丁目及び丸山町の一部 (県道伏野党寺線以北)

2 縦覧の場所並びに期間及び時間

(1) 場 所

鳥取市鍛冶町18-2 鳥取県東部広域行政管理組合管理課

鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部環境政策課

鳥取市尚徳町116 鳥取市生活環境部環境課

鳥取市秋里1037-1 因幡淨苑

- 縦覧に供する環境影響評価準備書に係る対象事業
 - 名 称 (仮称) 鳥取県東部広域行政管理組合し尿処理施設整備事業
 - 種類及び規模 廃棄物処理施設建設事業 (し尿処理場)

平成8年10月1日 火曜日

(2) 期間及び時間

平成8年10月1日(火)から同月31日(木)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

3 意見書の提出期間等

関係地域内に住所を有する者で、環境影響評価準備書の内容について環境の保全等の見地から意見のあるものは、次に定めるところにより意見書を提出することができる。

(1) 提出期間

平成8年10月1日(火)から同年11月14日(木)まで

(2) 提出先

〒680 烏取市鎌治町18-2 烏取県東部広域行政管理組合管理課

(3) 記載事項等

様式は自由とするが、①氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、②対象事業の名称並びに③環境の保全等に関する意見を簡潔に記載すること。